

学校種横断的な免許状や隣接校種の免許状併有に関する過去の答申等

「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」（平成14年2月21日 中央教育審議会）抜粋

3. 教員免許状の総合化・弾力化の方向性

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校免許状

①早期に対応すべき課題

小学校高学年では、専科指導の充実も含めた指導方法（学習集団）の多様性が求められており、チームによる指導を推進する指導方法の在り方が課題となっていることから、小学校における各教科及び総合的な学習の時間の指導充実を図るため、教科に関する専門性の高い教員が担当できるよう免許制度上の措置を講じることが重要である。隣接学校種への理解や教員の複数校種での交流の促進を図るため、現職教員が他校種の免許状を取得する際に、教職経験を評価することによって、その取得を促進する制度の創設を図るべきである。

※平成14年5月に、本答申を受けて教育職員免許法の改正により別表第8を追加した。

②中長期的課題

幼稚園・小学校・中学校・高等学校免許状の総合化について検討するためには、教育要領・学習指導要領の構造分析を含め、それぞれの免許状を取得するに当たって履修すべき科目について固有の専門性を有する部分と共通する部分についての整理、及び、心身の発達や生徒指導等に関する部分について、子どもの発達段階から見て、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員に共通の部分及び固有の専門性を有する部分の分析が不可欠である。そのため、今後、中長期的課題として、専門的・学術的な調査研究を進める必要がある。

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校免許状

②中長期的課題

各学校段階間の連携を一層強化する方策として、教員が複数校種で教授できるよう学校種ごとの教員免許の総合化が考えられる。

総合化のパターンとしては、例えば、幼稚園と小学校を一くくりにする「初等教育免許状」、中学校と高等学校を一くくりにする「中等教育免許状」、小学校と中学校とを一くくりにする「義務教育免許状」などの形態が考えられる。しかし、今すぐにこのような総合化を行おうとすると、

ア 現状の各免許状の専門性を低下させずに免許状の総合化を行えば、当然のことながら要修得単位数が増加することとなる。例えば、小学校一種免許状と中学校一種免許状との総合化を行おうとした場合、現在の免許法の規定で考えた場合、要修得単位数59単位に加え44単位が必要となり、免許取得者の全体の単位数が卒業必要単位数を大幅に上回ることになりかねないため、教員の一般大学での養成が事実上困難

となり、現行の開放制免許制度の維持が困難になるおそれがあること

イ 免許状の総合化に関して出された意見については、関係団体から出されたものも含め、例えば、

- ・ 幼稚園・小学校、中学校・高等学校の総合化を図るべきとの意見
- ・ 小学校・中学校、中学校・高等学校の総合化を図るべきとの意見
- ・ 幼稚園と小学校低学年、小学校高学年と中学校の総合化を図るべきとの意見
- ・ 中学校・高等学校のみの総合化を図るべきとの意見
- ・ 小学校・中学校のみの総合化を図るべきとの意見
- ・ 小学校・中学校の総合化は困難とする意見
- ・ 幼稚園・小学校の総合化は困難とする意見

など様々であり、それぞれの意見の評価を的確に行う必要があるにしても、現時点で総合化の在り方について一定の方向性を見いだすのが困難であること

ウ 平成 10 年に改正されたばかりの免許制度（平成 12 年度大学入学者から適用）による養成の結果がまだ出ていない段階で、大学の教員養成カリキュラムに再び大幅な変更を余儀なくすること

などの大きな問題点も指摘できる。今後、幼稚園・小学校・中学校・高等学校免許状の総合化について検討するためには、教員養成課程における要修得単位の単純な増加を避ける観点から、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育要領・学習指導要領の構造分析を含め、それぞれの免許状を取得するに当たって履修すべき科目について固有の専門性を有する部分と共通する部分についての整理をすることが必要である。また、心身の発達や生徒指導等に関する部分について、子どもの発達段階から見て、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員に共通の部分及び固有の専門性を有する部分の分析が不可欠である。そのため、今後、中長期的課題として、専門的・学術的な調査研究を進める必要がある。

この幼稚園・小学校・中学校・高等学校免許状の総合化に関する専門的・学術的調査研究を実施するに際しては、現在研究開発学校において取組がなされている幼稚園・小学校、小学校・中学校の連携、中高一貫教育などの学校間接続に関する実践研究を一層推進するとともに、その成果を積極的に活用することが有益と考える。なお、中学校及び高等学校においては、免許教科の壁が教員の連携の障害となっているとの指摘もある。これについては、当面は学校経営や教育実践上の課題として克服することが重要である。

教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ「教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～」(平成26年7月24日 教員養成部会) 抜粋

第2章 具体的な改善の在り方

第2節 教員免許制度の改善(抄)

- 現在、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の普通免許状は学校種ごとに授与され、また、中学校・高等学校の教員免許状は教科ごとに授与されるが、この学校種・教科種ごとの教員免許状を同時に複数取得しやすい方策を講じる必要性の有無について検討する必要がある。

複数校種の免許状取得パターンの考え方<学部・学科教育段階>

※普通免許状の構成は一例である。

(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)

学校種	現行制度 (最低修得単位数)	(認定課程数)	(1) 現行免許状を基本に併有を促進する考え方
高等学校	高普通① 高普通② 高普通③ 一種:67単位	一種:7482課程	高普通① 高普通② 高普通③ 高一+中一 67単位-α ※教科によっては、追加で修得すべき単位が生じる(国語、社会・地理・公民、理科、美術、家庭)
中学校	中普通① 中普通② 中普通③ 一種:67単位 二種:43単位	一種:4299課程 二種:149課程	中普通① 中普通② 中普通③ 中一+小一 103単位-α 中一+小二 89単位-α 中二+小一 85単位-α
小学校	小①② 一種:67単位 二種:45単位	一種:262課程 二種:29課程	小①② 小一+幼一 77単位-α 小一+幼二 74単位-α 小二+幼一 72単位-α
幼稚園	幼①② 一種:59単位 二種:39単位	一種:292課程 二種:241課程	幼①② 最大パターン数:116/パターン

※大学、短大の課程のみ計上

【留意点】
ア. 免許状の種類を奪えないため、混乱が生じない。
イ. 大学は、単一免許状取得を目的とする課程を置くことも可能。
ウ. 併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。

学校種	(2) 現行免許状と複数校種の免許状を併存させる考え方	(3) 複数校種の免許状を基本とする考え方
高等学校	高普通① 高普通② 高普通③ 中十高① 中十高② 中十高③ 中 高 or + α 高	中十高① 中十高② 中十高③ ※高校のみに存在する教科(例:看護、情報等)については、高免を維持。
中学校	中普通① 中普通② 中普通③ 中十中① 中十中② ※小中の担任も可能とする。	中十中① 中十中② ※小中の担任も可能とする。
小学校	小①② 小1~4 小1+中・音楽①② 幼+小	小1~4 小1+中・音楽①② 幼+小 or 幼+小1~?
幼稚園	幼①②	幼①②

最大パターン数:328/パターン (重複を除くと259/パターン)

最大パターン数:81/パターン (重複を除くと41/パターン)

【留意点】
ア. 大学は、単一免許状及び複数免許状取得を目的とする課程を置くことが可能。
イ. 併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。
ウ. 免許種が増加するため、大学や免許管理者の負担が増加。
エ. 単独校種の免許状があるにもかかわらず複数校種を包括する免許状を創設するためには、免許が公認する資質能力の範囲を異なるものとしなければならない(接続に関する教育内容を追加する等。※いずれかの学校種を基盤とする方法あり)。
オ. 採用権者が、現行免許と複数校種の免許状のいずれかを優先して採用していく可能性はある。

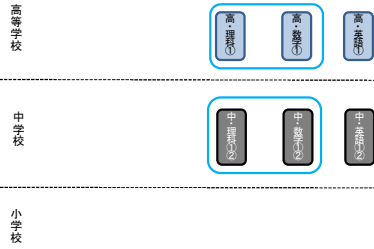
【留意点】
ア. 複数校種において指導することが可能な教員を確実に養成可能。
イ. 制度適滞(40年程度)は現行の免許種が増加するため、免許管理者の負担が増加。
ウ. 幼の免許状と保育士資格の同時取得を目指す課程が多いため、小の免許状取得も要件とすると、履修単位過多となる可能性大。
エ. 小十中の免許状については、二種免許は3年制の短大の課程のみが対象となると考えられる。
オ. 高免については、全教科の免許状を残すか要検討。
カ. いずれかの免許状を取得した後、他校種の指導を行いたい場合、単独免許状を取得することができず、校種の重複がある免許状を取得せざるを得なくなる(中十高と幼十小を取得する場合を除く)。
※①は一種、②は二種を示す。

同一学校種の複数教科免許状取得の 패턴の考え方<学部・学科教育段階>

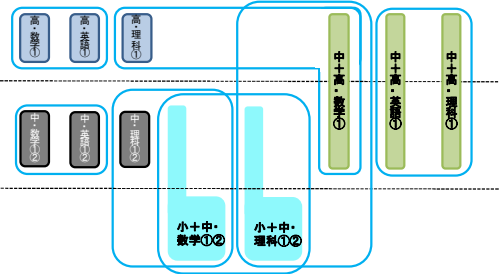
※普通免許状の構成は一例である。

(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)

(1) 現行免許状を基本に併有を促進する考え方



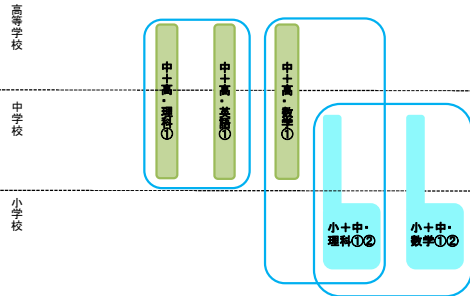
(2) 現行免許状と複数校種の免許状を併存させる考え方



【留意点】

- ア. 小+中の免許状と中の免許状で、複数教科免許状取得を可能とするか。
- イ. 高の免許状と中+高の免許状で、複数教科免許状取得を可能とするか。
- ウ. 小+中の免許状と中+高の免許状で、複数教科免許状取得を可能とするか。

(3) 複数校種の免許状を基本とする考え方



【留意点】

- ア. 小+中の免許と中+高の免許状で、複数教科免許状取得を可能とするか。

（2）対応方策（抄）

① 小中一貫教育学校（仮称）の教員の免許状について

小中一貫教育学校（仮称）は小学校・中学校の 9 年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員は、9 年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である。

このような点を踏まえつつ、本部会では、以下の 3 案について検討した。

ア 小学校、中学校及び小中一貫教育学校（仮称）に対応した免許状の創設

イ 小中一貫教育学校に対応した「小中一貫教育学校免許状（仮称）」の創設

ウ 小学校教員免許状と中学校教員免許状の併有

これらの案については、学校の種類ごとの教員免許制度という現行制度を前提としつつ、以下の理由を考慮すると、当面の措置として、小学校及び中学校の教員免許状の併有をもって対応することが適当である。これは中等教育学校における教員免許状の取扱いとも整合するものである。

- 今回の小中一貫教育学校（仮称）の整備に当たっては、上記のとおり、小中一貫教育学校（仮称）に対応した学習指導要領を新たに作成することはせず、既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とすることとなること。
- 小学校及び中学校教員免許状の併有者の数は十分とは言えないものの、一定数は確保できること、さらに、免許状の併有の促進策が一層講じられることが見込まれる中では、新たな免許状を創設する場合よりも機動的かつ迅速に人員の確保が可能であること。

両免許状を併有するという今回の対応方策については、小中一貫教育学校（仮称）において教員の機動的かつ迅速な確保を可能とすること等を踏まえたものである一方、平成 14 年中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」では、幼稚園・小学校・中学校の連携や中高一貫教育の取組状況などを踏まえつつ、教員免許状の総合化を中長期的な課題として検討すべきであることが提言されている。本部会においては、このような検討経緯も踏まえつつ、上記アやイにおいて示された免許状についても、今後の小中一貫教育の定着状況、教育課程の特例措置の活用状況なども考慮し、また、これからの学校を担う教員に必要な力を身に付けさせるための養成・採用・研修の在り方といった大きな視点から、引き続き検討を行うこととする。

なお、現職教員における両免許状の併有を促進するためには、人事や処遇等について教員の免許状の併有に関するインセンティブ措置を講ずることが考えられる。このため、国、都道府県、市町村、学校においては、両免許状の併有の促進策について、それぞれの観点から検討する必要がある。

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会）抜粋

4. 改革の具体的な方向性

（6）教員免許制度に関する改革の具体的な方向性

◆ 国は、現職教員の他校種免許状の併有を促進するため、取得しようとする免許状に関係する学校における勤務年数を新たな免許状取得の際の単位数に換算できるようにする。

② 教員の教職経験を考慮した免許状併有の促進

教育職員免許法別表第 8 により、ある学校に一定年数以上の勤務経験のある教員が、他の学校種の普通免許状を取得しようとする場合、当該学校における勤務経験年数を考慮し、軽減された単位数で普通免許状を取得することが可能となっている。その場合に必要な単位は、大学における通常の講義のみならず、大学や教育委員会等が文部科学大臣の認定を受けて開設する講習や公開講座においても取得可能とされている。

今後、各自治体の実情を考慮しつつ、小中一貫教育の推進や多様な教育課題への対応等により、教員が学校種を越えて活躍する機会が広がっていくことが想定されるため、本措置による免許状併有を促進していくことは有益である。このようなことから、現職教員の他校種免許状の併有を促進するため、本措置による併有を行いやすくするよう制度を改善することが必要である。

具体的には、取得しようとする免許状に関係する学校における勤務年数（例：中学校音楽の免許状を所持する者が、免許状を持たない小学校で音楽専科の教諭等として勤務した年数）を、免許状を取得するために必要な単位数に換算可能として、新たな免許状の取得のための負担を軽減することにより、異なる学校種の免許状の併有を促進することが考えられる。

勤務年数の単位数への換算については、現行の教育職員免許法別表第 8 による単位数の軽減措置による軽減単位数を踏まえ、1 年につき 3 単位程度とすることが適当である。なお、教職経験のみをもって免許状を取得することができるようにすることは望ましくなく、最低でも必要な単位の半数程度は大学等における学びにより修得すべきものとするのが適当である。

例えば、小学校普通免許状を持ち小学校に 3 年以上の勤務経験を有する教員が、中学校普通免許状（二種）を取得しようとする場合、現行制度では、大学等における認定講習等で 14 単位を取得することが必要である。しかし、本措置を講じることにより、当該教員が中学校や義務教育学校等で 2 年の勤務の経験を有していた場合、例えば 1 年間の勤務経験を 3 単位と換算して、6 単位（3 単位×2 年）分を取得したものと見なし、残り 8 単位で免許状を取得可能とすることが考えられる。